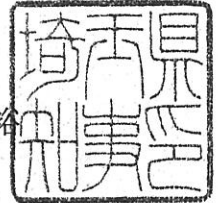




青 第 2 5 7 号
令和元年9月11日

埼玉県青少年健全育成審議会
会長 東 宏行 様

埼玉県知事 大野 元裕



埼玉県青少年健全育成条例第13条において同条例施行規則に委任する
事項の改正について（諮問）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律施行に伴い、埼玉県青少年健全育成条例第13条が同条例施
行規則に委任している事項を改正するため、別紙のとおり貴審議会の意見を求
めます。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の改正案について

1 趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(以下「一括整備法」とする。)施行に伴い、規則に委任している事項について改正しようとするもの

2 一括整備法の趣旨

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すもの。

地方公共団体の条例、規則等で整備が必要なものの施行期日については、原則として、公布の日(令和元年6月14日)から6月を経過した日(令和元年12月14日)となる。

3 改正内容

条例第13条により規則で定めると規定された事項について、同条例施行規則を次のように改正する。

(第二号で規定していた「認知・判断等」の要件を、新第三号に追加。)

埼玉県青少年健全育成条例施行規則第4条

(改正前)

第二号 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

第三号 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行うことができる者であること。

(改正案)

第二号 削除

第三号 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者であること。

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

埼玉県知事 大野 元 裕

ここに「法令番号」が入ります。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「業務を」の下に「適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

第一条～第三条 (略)

第一条～第三条 (略)

(自動販売機等管理者の設置)

(自動販売機等管理者の設置)

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 二十歳に達した者であること。

一 二十歳に達した者であること。

(削除)
二 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者であること。

二 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
三 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行うことができる者であること。

三 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。

四 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。

第五条～第十一条 (略)

第五条～第十一条 (略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年被後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員等の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合⇒個別に定める日

埼玉県青少年健全育成条例(一部抜粋)

(自動販売機等管理者の設置)

第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

(自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等)

第十四条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になつたときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。
- 3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第十二条第一項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則(一部抜粋)

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 一 二十歳に達した者であること。
- 二 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 三 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行うことができる者であること。
- 四 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。